

山梨県公報

第七百七十六号

平成十九年

七月十二日

木曜日

目次

特定公立病院等の指定	五二九
道路の区域変更(三件)	五二九
道路の供用開始	五二〇
県代行公共下水道設置工事の開始	五二〇
公告	
平成十九年度行政書士試験の実施	五二〇
山梨県市町村職員共済組合の決算の公表	五二五
土地改良区役員の退任及び就任	五二七
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十六件)	五二七
一般競争入札について	五三一
土地区画整理組合の定款の変更認可	五三二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五三二
教育委員会	
専門学校山梨県立農業大学校管理規則	五三三
正誤	
平成十九年三月十五日付け第七百四十四号中(二件)	五三三
平成十九年三月二十六日付け第七百四十七号中	五三三

告示

山梨県告示第二百六十九号
 山梨県医師修学資金貸与条例施行規則(平成十九年山梨県規則第三十四号)第三条第四号の規定により、次の施設を特定公立病院等として定めた。
 平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	備考
巨摩公立病院	南アルプス市桃園三百四十番地	災害拠点病院
医療法人康麗会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番地一	災害拠点病院
社会保険鞆沢病院	南巨摩郡鞆沢町三百四十番地の一	災害拠点病院

山梨県告示第二百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年八月二日まで一般の縦覧に供する。
 平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区間	新旧の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	旧		
山梨市大字三富川浦字天科一三九八番地先から		二二一・二丁		四一・〇
山梨市大字三富川浦字天科一三九九番地先まで	二二一・八丁	二二九・五		四一・〇

山梨県告示第二百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成十九年八月二日まで一般の縦覧に供する。
 平成十九年七月十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北原下条南割線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
区 間 斐崎市龍岡町大字下條東割字長塚道上七六 二番の七地先から 斐崎市龍岡町大字下條南割字石宮九八九番 の地先まで	旧 四・八〇	延長 一三五・〇
	新 九・一〇 二〇・四	延長 一三五・〇

山梨県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十九年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
区 間 北都留郡丹波山村字芦沢一四三九番の三地 先から 北都留郡丹波山村字船越一四四三番の三地 先まで	旧 八・〇〇 二五・〇	延長 五九七・〇
	新 九・〇〇 二二・〇	延長 四二〇・〇

山梨県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	山梨市大字三富川浦字天科一三 九八番地先から 山梨市大字三富川浦字天科一三 九九番地先まで	四一・〇	平成十九年 七月十七日

山梨県告示第二百七十四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置する公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を次のとおり告示する。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 公共下水道の名称
北杜市特定環境保全公共下水道
- 二 工事の区域又は区間
北杜市須玉町大字大豆生田
- 三 工事の内容
公共下水道の終末処理場の増設
- 四 工事の開始の日
平成十九年七月十二日

公 告

● 平成十九年度行政書士試験の実施
財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成十九年七月十二日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐 司

- 1 試験期日 平成19年11月11日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 甲府市酒折二丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成19年8月6日（月）から9月7日（金）まで
- イ 受付場所 （財）行政書士試験研究センター
 受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9月7日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類 受験願書一式（配布場所についてはオをご覧ください。）
- エ 受験手数料 7,000円
 受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

- 配布期間 平成19年8月6日（月）から8月31日（金）まで
 郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。（8月31日必着のこと）
- 名 称 （財）行政書士試験研究センター

○ 住 所 〒100-8799 東京中央郵便局留

② 窓口配布

○ 配布期間 平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで

○ 配布場所

・山梨県行政書士会

甲府市丸の内1-9-11 山梨県民会館3階

(土、日を除く午前9時から午後5時まで)

・山梨県総務部私学文書課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

・峡東地域県民センター

甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎

・峡南地域県民センター

南巨摩郡鵜沢町771-2 南巨摩合同庁舎

・中北地域県民センター

韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎

・富士・東部地域県民センター

都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎

(土、日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・山梨県県民情報プラザ

甲府市丸の内1-8-5 県民情報プラザ1階

(土、日を含む午前8時30分から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

① (財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力して下さい。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決裁のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

○ VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成19年8月6日(月)午前9時から9月4日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月4日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 最終日(9月4日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成20年1月28日(月) 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、(財) 行政書士試験研究センターホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します。

山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があつた。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成十八年度の決算を次のとおり公表する。

平成十九年七月四日

山梨県市町村職員共済組合

理事長 小 林 義 光

山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年 7月 4日
山梨県市町村職員共済組合
理事長 小林 義光

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基 礎 年 金 支 払	
収 入	負担金	2,338,358	9,083,192	90,648	129,567					
	介護分	211,241								
	掛金	2,387,758	5,009,942		129,499					
	介護分	220,421								
	施設収入・商品売上					341,631				
	基礎年金交付金		1,114,841							
	利息及び配当金	1,204	1,957,876	287	1,070	3,382	463,310	32	1	
	介護利息	15								
	その他収入	259,873	17,101	460	52,857	1,377	2,613	365,928	200	531,894
	他経理から繰入金			42,749		53,014				
前年度繰越支払準備金	463,555									
前年度繰越長期給付積立金		70,877,763								
計	5,882,425	88,060,715	134,144	312,993	399,404	465,923	365,960	201	531,894	
支 出	給付金	2,921,780	11,251,671							
	役員給与			88,758	31,704	24,823	27,039	23,205		
	旅費・事務費			7,706	3,916	1,203	1,547	1,047		
	商品仕入					6,913				
	飲食材料費					56,761				
	委託費			2,470	7,802	93,585	42	42		
	支払利息						255,750	294,003	200	
	連合会払込金	95,328	435,891					30,194		
	連合会拠出金	174,064								
	老人保健拠出金	1,040,743								
	退職者給付拠出金	890,166								
	介護納付金	436,816								
	基礎年金拠出金負担金		3,722,763							
	他経理へ繰入金	16,423	26,325		53,014					
	その他支出	6,122	220,997	36,951	250,311	166,722	7,596	29,623	0	531,894
次年度繰越支払準備金	457,102									
次年度繰越長期給付積立金		72,403,068								
計	6,038,544	88,060,715	135,885	346,747	350,007	291,974	378,114	200	531,894	
差引当期利益金		0	△ 1,741	△ 33,754	49,397	173,949	△ 12,154	1	0	
差引当期短期利益金	△ 150,390									
差引当期介護利益金	△ 5,729									
年度末支払準備金	457,102									
年度末長期給付積立金		72,403,068								

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,128,643	4,778,133	240,706	460,506	641,893	2,825,114	117,516	1	0
	固定資産		67,624,935	4,118	316	1,635,134	21,070,534	14,624,710	12,852	
資 産 合 計		1,128,643	72,403,068	244,824	460,822	2,277,027	23,895,648	14,742,226	12,853	0
負 債	流動負債	214,534	0	738	113,777	44,001	22,261,656	330	0	0
	固定負債	457,102		109,581	66,834	5,356	43,944	14,614,221	12,852	
	負債合計	671,636	0	110,319	180,611	49,357	22,305,600	14,614,551	12,852	0
資 本	資本剰余金			500		1,372,252				
	積立金		72,403,068							
	利益剰余金	464,139		134,005	280,211	855,418	1,590,048	127,675	1	
	欠損金	△ 7,132								
資本合計		457,007	72,403,068	134,505	280,211	2,227,670	1,590,048	127,675	1	0
負 債 ・ 資 本 合 計		1,128,643	72,403,068	244,824	460,822	2,277,027	23,895,648	14,742,226	12,853	0

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十九年七月十二日

一 退任

山梨県知事 横内 正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	有野 正明	南アルプス市有野三四六	平成十九年三月三十一日
同	浅利 英典	同 飯野新田七九五	平成十九年三月三十一日
同	市川 俊文	同 築山一八六	平成十九年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	河西 剛	南アルプス市有野四一〇七	平成十九年四月一日
同	森谷 勝樹	同 飯野新田七六九	平成十九年四月一日
同	市川 一広	同 築山六九四	平成十九年四月一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

一 処分をした年月日 平成十九年六月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社羽田建設

2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中八百十一番地

3 代表者の氏名 羽田順一

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第三八五六号

四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年五月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

一 処分をした年月日 平成十九年六月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 野尻組

2 主たる営業所の所在地 甲府市下鍛冶屋町三百七十三番地一

3 代表者の氏名 野尻保文

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第三四八〇号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十九年五月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横内 正明

一 処分をした年月日 平成十九年六月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社進誠技興

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市寺部九百七十番地一

3 代表者の氏名 荻野茂幸

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八五三号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ひまわりニューエネルギー
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町谷戸三千九百五番地
 - 3 代表者の氏名 小池宗史
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八七二二号
- 四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 積和建設山梨株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉四丁目二番二十四号
 - 3 代表者の氏名 最上裕史
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八〇六〇号

- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 明和工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行四丁目九番十五号
 - 3 代表者の氏名 小石和典
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一六）第一八七六号
- 四 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年六月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社藤森工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町富岡六十番地
 - 3 代表者の氏名 藤森辰夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一六）第六一七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の

取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年六月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社名取組土木

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野三千百九十九番地

3 代表者の氏名 名取亮

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第一八九六号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十九年五月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年六月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社戸嶋工業

2 主たる営業所の所在地 韮崎市岩下二百十番地

3 代表者の氏名 戸嶋勇

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第八三二四号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年六月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社宮川工務所

2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町石橋二千三百八十番地

3 破産管財人の氏名 堀内寿人

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第二四〇九号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年六月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社向井工務所

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下山九千二百七十三番地

3 代表者の氏名 佐藤仁

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第五四五号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社大上建設工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡道志村五千六百二十六番地
 - 3 代表者の氏名 池谷忠満
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第二五一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 赤池建築工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市善光寺三丁目三十二番三十七号
 - 3 代表者の氏名 赤池廣一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第一四九七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社小倉建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町塩沢千二百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 小倉静夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第九一〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社伊藤建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市明野町上手九千四百十六番地一
 - 3 代表者の氏名 伊藤弘茂
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四四四五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十九年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年六月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社甲西建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市江原百八十三番地一
 - 3 破産管財人の氏名 藤巻俊一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第六五三七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年六月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量 山梨県土木部技術職員用一人一台パソコン等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 平成十九年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで
 - 4 納入場所 知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十九年山梨県告示第四百十六号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館三階 山梨県土木部土木総務課技術管理室技術情報担当 電話〇五五 二二三 一六八三
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十九年七月三十日(月)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十九年七月三十一日(火)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県土木部土木総務課技術管理室技術情報担当まで持参すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十九年八月二十一日(火)午後二時 山梨県庁北別館六階六〇一会議室(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)
- 5 郵送による入札書の受領期間及び場所
平成十九年八月二十日(月)午後五時までに山梨県土木部土木総務課技術管理室技術情報担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に到着すること。
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Subject matter of the contract to be procured
Personal Computers for Civil Engineering Department, Yamanashi Prefectural Government

2 Date and time for tender
2:00PM August 21,2007

3 Bureau in charge
Technology Management Office, Administrative Division for Civil Engineering, Civil Engineering Department, Yamanashi Prefectural Government,

1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1683

● 土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 組合の名称

富士河口湖町小立土地区画整理組合

二 事務所所在地

南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地

三 施行地区

南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字李原、字皮籠石、字大堀、字七本桜及び勝山字豆塚の各一部

四 設立認可の年月日

平成十七年十一月七日

五 事業施行期間

平成十七年度から平成二十五年度まで

六 変更認可の年月日

平成十九年七月十二日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中央市下河東字青六一九〇七の二、一九〇七の九、一九〇七の一〇、一九〇七の一、一九〇七の二一、一九〇七の二三、一九〇七の二四及び一九〇七の二五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市高畑二丁目十九番地六号 山梨県不動産業協同組合 代表理事 前田博

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十号

専門学校山梨県立農業大学校管理規則を次のように定める。
平成十九年七月十二日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

専門学校山梨県立農業大学校管理規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条及び専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例（平成十九年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、専門学校山梨県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学年及び学期)

第二条 学年は、四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

2 学年は、次の二期に分ける。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年の三月三十一日まで

(定員及び学科)

第三条 条例第三条第二項の養成科及び専攻科の定員及び学科は、次の表のとおりとする。

科	入学定員	総定員	学 科
養成科	三十名	六十名	果樹学科及び園芸学科
専攻科	若干名	若干名	落葉果樹学科

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、農業大学校の管理運営に関し必要な事項は、農業大学校を管理する者が別に定める。

附 則

(施行期日)

正 誤

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(山梨県立学校管理規則の一部改正)

2 山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「山梨県立宝石美術専門学校」の下に、「及び専門学校山梨県立農業大学校」を加える。

平成十九年三月十五日山梨県告示第八十号（保安林の指定の解除の予定）

一五九ページ下段五行目の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁、甲州市役所及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

ページ	段	行	誤	正
一六〇	上	一五	（次の図に示す部分に限る。）	（国有林。次の図に示す部分に限る。）
同	同	終わりから五	（次の図に示す部分に限る。）	（国有林。次の図に示す部分に限る。）

平成十九年三月十五日山梨県告示第八十二号（保安林の指定施業要件の変更予定）

（次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）

平成十九年三月二十六日山梨県告示第九十九号（保安林の指定施業要件の変更予定）

（次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）

二二八 上 終わりから八

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番